ACSES ニュースレター_２４４３号（2023 年 1 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇埼玉・松伏町の産業廃棄物収集会社で火事　「薬品のにおいがして鼻が痛い」広範囲で異臭の通報相次ぐ〈放送報道〉
◇火がついたゴミ収集車が『消防署に駆け込む』!!　スプレー缶爆発の可能性も〈放送報道〉
◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
◇事故、事件の続報
・東京・六本木のマンション火災　関係者「スプレー缶のガス抜き作業後、ハンマーでライターを粉砕中に爆発した」と説明〈放送報道〉／【冬は特に危険】六本木・スプレー缶爆発　ガス抜き中に引火?専門家「換気扇を回しても直ちに換気されるわけではない」〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「令和４年版 救急・救助の現況」の公表〈総務省消防庁〉
・スプレー缶のガス抜きは屋外で 正しい廃棄方法をおさらい〈Web報道〉
・キリンビバレッジ株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉／トロピカーナ「100%メロン味」、実は2%　キリンに課徴金命令〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・東電旧経営陣、二審も無罪　福島原発事故で強制起訴〈Web報道〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3]「化学物質管理専門家」の要件
◇化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について〈厚生労働省〉
[4]「リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト」
◇厚生労働省ホームページに「リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト（令和４年 12 月時点暫定版）」がアップされました〈厚生労働省委託事業〉
[5] 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等
◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第８号）〈官報〉
◇労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第９号）〈官報〉
◇労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第５号）〈官報〉
[6] 労働基準法施行規則の一部改正
◇労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第６号）〈官報〉
◇労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件（厚生労働省告示第 10 号）〈官報〉
[7] 職員の保健及び安全保持、災害補償
◇人事院規則１０－４（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１０－４－３６）〈官報〉
◇人事院規則１６－０（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１６－０－７３）〈官報〉
◇地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第３号）〈官報〉
[8] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

繁縷（蘩蔞、ハコベ）

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[9] 食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇米 淡水魚の化学物質汚染 「1年1食だけでも有害」環境団体の研究結果〈放送報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ ３件 ［公募結果、意見募集結果］ １件
[11] その他省庁発表 １件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ ８件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇埼玉・松伏町の**産業廃棄物収集会社で火事** 「薬品のにおいがして鼻が痛い」広範囲で異臭の通報相次ぐ
＜TBS NEWS DIG 2023年1月18日＞
https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/tbs/nation/tbs-6062520
きょう未明、埼玉・松伏町の産業廃棄物収集会社で火事があり、消火活動が続いています。周辺の自治体では、「異臭がする」との通報が相次いでいるということです。
きょう午前3時ごろ、松伏町大川戸の産業廃棄物収集会社で火事が起きていると消防に通報がありました。
消防によりますと作業場や事務所や資材置き場の資材などおよそ1500平方メートルが焼け、現在も消火活動が続いています。
けが人など人的被害は確認されていないということです。
資材置き場にはリサイクルされるパソコンや電化製品、プラスチック資材などが置かれていたとみられ、消防や警察には松伏町の他、南側に位置する埼玉・越谷市や千葉・松戸市などの広い範囲で、「鉄が焦げたにおいがする」「薬品のにおいがして鼻が痛い」などの通報が相次いでいるということです。
消防などは異臭と火事との関連を調べています。

◇火がついた**ゴミ収集車**が『消防署に駆け込む』!! スプレー缶爆発の可能性も
＜熊本放送 2023年1月17日＞ https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/279313?display=1
17日昼過ぎ、熊本市西区でゴミを回収していた収集車から火が出ました。消防はスプレー缶が爆発した可能性もあるとみて詳しい原因を調べています。
記者「車の周りにはゴミが散乱していて、中にはスプレー缶のようなものがあったということです」
消防などによりますと、17日昼過ぎ、熊本市西区蓮台寺でゴミの回収に当たっていた収集車から火がでました。
煙などに気付いた収集車の運転手が熊本南消防署まで移動し、火はおよそ10分後に消し止められ けが人はいませんでした。
収集車は埋め立てゴミを回収していましたが、ゴミの中からは「特定品目」とされている複数のスプレー缶が見つかったということです。
また、運転手の男性は消防の聞き取りに対し「荷台からボンという音がした」と話しているということで、消防はスプレー缶が爆発し出火した可能性もあるとみて
詳しい原因を調べています。

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yS3qpatTqKvNLCNbY

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和３年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	204	21	3	35	39	65	132	2	0	23	21	15	12	3	1	2	126	5	0	65	5	779
製造業	24	1	2	10	2	10	52	0	0	1	4	5	2	2	0	0	7	0	0	5	0	127
鉱業	4	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11
建設業	104	4	1	10	28	21	29	2	0	10	11	9	7	0	0	0	24	1	0	10	3	274
交通運輸事業	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	10	0	16
陸上貨物運送事業	12	2	0	5	3	6	11	0	0	0	1	0	0	0	1	0	38	0	0	5	0	84
港湾運送業	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
林業	5	2	0	4	1	15	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
農業、畜産・水産業	12	3	0	1	1	3	5	0	0	6	2	0	1	0	0	0	1	4	0	1	0	40
第三次産業	42	7	0	5	3	9	27	0	0	4	3	1	2	1	0	2	52	0	0	34	2	194
商業	12	2	0	3	2	2	9	0	0	1	2	1	1	1	0	1	22	0	0	5	0	64
うち小売業	6	1	0	0	0	0	4	0	0	0	2	1	0	0	0	0	16	0	0	4	0	34
金融・広告	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
保健衛生業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	20	0	26
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	18	0	22
接客・娯楽	7	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	14
うち飲食店	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
清掃・と畜	14	1	0	0	0	1	11	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	1	35
警備業	1	0	0	0	0	3	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	14	0	0	1	1	26
その他	7	2	0	1	0	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5	0	0	4	0	25

◇***事故、事件の続報***

・東京・六本木のマンション火災　関係者「スプレー缶のガス抜き作業後、ハンマーでライターを粉砕中に爆発した」と説明

＜TBS NEWS DIG　2023 年 1 月 18 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/279136

きのう、東京・六本木のマンションで 2 人がけがをした火災で、現場にいた関係者が「スプレー缶のガス抜き作業後、ハンマーでライターを粉砕中に爆発した」と話していたことがわかりました。

この火事はきのう午前、港区六本木の 6 階建てのマンションの 2 階部分から火が出て、男性 2 人がけがをしたものです。

2 階には不動産会社があり、当時、従業員がスプレー缶を廃棄するためガスを抜く作業をしていたということですが、その後の東京消防庁への取材で、現場にいた関係者が「スプレー缶のガス抜き作業後、ハンマーでライターを粉砕中に爆発した」と話していたことがわかりました。

警視庁などは溜まっていたガスに火がつき爆発したとみて、火事の詳しい原因を調べています。

・【冬は特に危険】六本木・スプレー缶爆発　ガス抜き中に引火?専門家「換気扇を回しても直ちに換気されるわけではない」

＜ＦＮＮプライムオンライン　2023 年 1 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/472013

「火事です!爆発音がして、六本木、六本木ビルの 2 階から。2 階に 1 人逃げ遅れています!作業員の方が中に 1 人残っているとおっしゃっています」

16 日午前 11 時前､FNN が東京消防庁･総合司令室を取材していた際に､火事を知らせる 119 番通報が飛び込んできました。

東京・六本木の繁華街にあるビルの 2 階から、突如爆発音とともに火の手が上がり、消防車 20 台以上が消火活動にあたりましたが、2 階部分の約 25 平方メートルが焼けたということです。

爆発の原因は､「スプレー缶のガス抜き」でした。

火元となったビルの 2 階の一室では、男性従業員 2 人がスプレー缶のガス抜き作業をしていたといいます。スプレー缶は約 50 本あり、そのうちの 1 本に引火、爆発。

男性従業員（50 代）が顔や両腕に全治数ヶ月のけがをしたほか、男性従業員（40 代)、ビルの管理人の男性（70 代）が軽傷です。

冬は特に危険…スプレー缶のガス抜き作業　専門家「屋外の方が望ましい」

静電気や暖房器具による引火の危険があるため、冬は特に危険だというスプレー缶のガス抜き作業。スプレー缶の処理について、火災に詳しい東京理科大学の桑名一徳教授はこう話します。

東京理科大学　桑名一徳 教授:

使い切ってから処分するということと、換気扇を回しているからといって、直ちに換気されるわけではないので。屋内よりは屋外の方が望ましいということになります。

また、ごみ出しの際にも、自治体によって「穴を開ける・開けない」の違いがあるため、その点も捨てる前に確認が必要だといいます。

処理方法の統一は難しいのでしょうか?

東京理科大学・桑名一徳 教授:

穴を開けていないスプレー缶を引き取ってくれる、処理してくれる業者さんがいるかとか、そういうことにとも関係してきます。ですので、どの自治体でも同じようにするというのは難しいかなと思います。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**「令和４年版 救急・救助の現況」の公表**

＜総務省消防庁　2023年1月18日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/99d90c98874f6d85cb4792eeab90ec1533d340b9.pdf

全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「令和４年版 救急・救助の現況」（救急蘇生統計を含む。）として公表します。

１ 救急業務の実施状況

令和３年中の救急出動件数（消防防災ヘリコプターを含む。）は、619 万 6,069 件（対前年比 26 万375 件増、4.4%増）、

搬送人員は549 万 3,658 人（対前年比 19 万 7,931 人増、3.7%増）であった。
そのうち、救急自動車による救急出動件数は 619 万 3,581 件（対前年比 26 万 304 件増、4.4%増）、搬送人員は 549 万 1,744 人（対前年比 19 万 7,914 人増、3.7%増）で救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で増加した。
現場到着所要時間は全国平均で約 9.4 分（前年約 8.9 分）、病院収容所要時間は全国平均約 42.8 分（前年約 40.6 分）となった。
２ 救助業務の実施状況
令和３年中の救助活動件数は６万 3,198 件（対前年比 3,221 件増、5.4%増）、救助人員は５万9,861 人（対前年比 1,909 人増、3.3%増）となった。
３ 資料の入手方法
資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）及び消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載するほか、総務省消防庁救急企画室（総務省３階）において閲覧に供することとします。

・スプレー缶のガス抜きは屋外で 正しい廃棄方法をおさらい
＜Impress Watch　2023 年 1 月 17 日＞　https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/1470935.html
1 月 16 日、都内のビルでスプレー缶に穴を開け、ガス抜きをしていたことをきっかけに爆発事故が起きました。スプレー缶を捨てる際、使い切って中身を空にする必要がありますが、方法を誤ると火災や爆発の原因になります。
ガス抜きの基本は、火気のない風通しの良い屋外ですること。ガスは可燃性なため、屋内でガス抜きをすると引火事故につながります。国民生活センターによると、都内ではスプレー缶やカセットボンベによる火災が、2014 年から 2018 年までの 5 年間で 508 件発生しています。

図4. スプレー缶製品やカセットボンベによる火災発生要因の内訳（2014年～2018年）(注5)

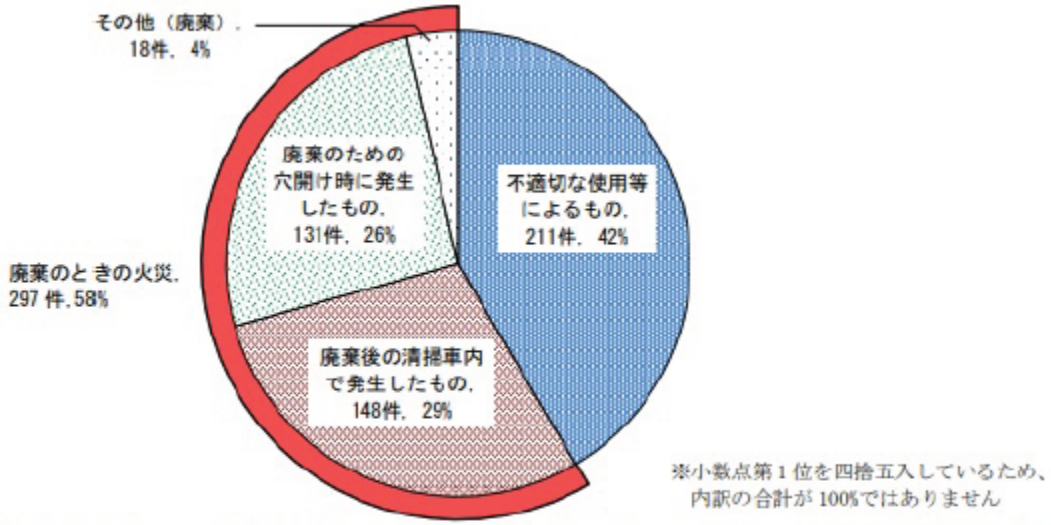

(注5) 東京消防庁 広報テーマ2019年11月号「エアゾール缶等による火災・事故をなくそう」より2014年～2018年の火災発生要因の内訳をまとめたもの。

■ スプレー缶に穴を開けるのはNG
スプレー缶の正しい使用・廃棄方法を、改めて確認してみましょう。火災事故が起きる場合があるのは、可燃性である LP ガスを使ったスプレー缶(エアゾール製品)。殺虫剤やヘアスプレー、ガスボンベ、消臭剤など身近なものが該当します。
日本エアゾール協会では、これらのスプレー缶の中身を空にするとき、火気のない風通しの良い屋外で行なうよう呼びかけています。LP ガスは空気より重いため、屋内では換気扇を回していても下にたまって引火事故を起こす場合があるので、屋外でガス抜きをする必要があります。
ガス抜きをする際、スプレー缶に穴を開ける行為はNG。カセットボンベを販売するイワタニでは、ガスが入った状態で穴をあけると、ガスが噴出して途中で止まらなくなり危険なので、絶対にやらないよう呼びかけています。
イワタニが紹介しているカセットボンベのガス抜きは、屋外でカセットガスのキャップを外し、先端を下にして、先端部をコンクリートなどに押し付ける方法。そうすることにより、ガスが抜けていきます。ガスが出なくなった後、缶を振っ

てみて「サラサラ」とした音がしなければガスが抜けて空になっている証拠です。
ヘアスプレーを販売する花王は、風通しがよく火の気のない屋外で、シューッという音がしなくなるまでボタンを押し、残った中身やガスを出し切る方法を紹介。その際ティッシュや新聞紙などに吹き付けることで、周囲への飛散を抑えられます。
また、最近のスプレー缶は「ガス抜きキャップ」を備えているものが多く、最後はガス抜きキャップを使って容器に残った少量のガスを排出することを推奨。ガス抜きキャップがない場合は、ボタンを押してガスを完全に抜きます。
最後にゴミとして出すときは、不燃ごみ・資源ごみ(缶類・金属類)など、自治体の分別ルールに従って捨てましょう。
なおカセットボンベには有効期限があります。期限が切れたカセットボンベのほか、変形やゆがみが生じているもの、サビているものなどは、ガス漏れが起こり事故につながる可能性あるので廃棄の対象となります。
有効期限の目安は、サビがない場合で製造日から約７年。製造日の記載場所は製品によって異なるため、メーカーのウェブサイトなどで必ず確認しましょう。

・キリンビバレッジ株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
＜消費者庁　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031801/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms207_230118_01.pdf
消費者庁は、本日、キリンビバレッジ株式会社に対し、同社が供給する「トロピカーナ 100% まるごと果実感 メロンテイスト」と称する果実ミックスジュースに係る表示について、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・トロピカーナ「100％メロン味」、実は 2％　キリンに課徴金命令
＜毎日新聞　2023 年 1 月 18 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230117/k00/00m/040/305000c
　キリンビバレッジ（東京都）が販売するメロン味のミックスジュースが実際と異なる表示をしていた問題で、消費者庁は 18 日、景品表示法に違反（優良誤認）したとして、同社に対し、1915 万円の課徴金を納付するよう命じた。
　対象となったのは、2020 年 6 月～22 年 4 月に「トロピカーナ 100％まるごと果実感メロンテイスト」(900 ミリリットル入り、税抜き 250 円）で使われていたパッケージ。実際には原材料の 98％程度がブドウやリンゴ、バナナの果汁で、メロン果汁はわずか 2％程度だった。昨年 9 月に消費者庁が再発防止などを求める措置命令を出し、同社はパッケージを変更していた。　景表法では、不当表示期間などの売上額の 3％に相当する額を課徴金として算出するよう定めている。

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・東電旧経営陣、二審も無罪　福島原発事故で強制起訴
＜共同通信　2023 年 1 月 18 日＞　https://nordot.app/988307721674539008
　東京電力福島第１原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長（82）ら旧経営陣３人の控訴審で、東京高裁（細田啓介裁判長）は 18 日、一審東京地裁に続き３人に無罪判決を言い渡した。原発への 10 メートルを超える津波は予見できなかったとの一審判断は妥当と指摘した。
　他の２人は原子力部門のトップを務めていた武黒一郎元副社長（76）と、ナンバー2 だった武藤栄元副社長（72)。巨大津波を予見できたか、事故を回避できたかどうかが争点だった。
　東京地検の捜査で不起訴になった３人は検察審査会の議決に基づき、2016 年２月に強制起訴された。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月 18 日版）
＜厚生労働省　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n3u88_0F_v2bekMNY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=QaViLSPbICNFpJvTY

◇新型コロナ感染者再び増加傾向、死者数は最多を更新　オミクロン株対応ワクチンの接種は４割とどかず
＜東京新聞　2023 年１月 14 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/225304

[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・コロナワクチンの接種で放置される「副反応不疑い死」、救済制度が機能しないため国民は泣き寝入り
＜東洋経済 ONLINE　2023 年１月 18 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/646105?page=2

◇コロナ５類、今春にも引き下げ…マスク着用の目安も緩和検討
＜読売新聞　2023 年１月 19 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230119-OYT1T50097/
　岸田首相は１８日、加藤厚生労働相らと首相官邸で新型コロナウイルスの感染症法上の分類見直しについて協議し、今春を視野に現在の「２類相当」から「５類」へ引き下げる方針を固めた。２０日にも関係閣僚と再び協議し、引き下げに向けた具体的な検討を指示する。マスク着用の目安についても緩和の検討を指示する方針だ。
　首相の指示を受け、加藤氏は厚労相の諮問機関である厚生科学審議会の感染症部会に、今春の引き下げを諮る。専門家らの議論を踏まえ、引き下げ時期などを決定する。引き下げは、政府が目指すコロナ禍からの社会正常化の大きな節目となる。
　感染症法は感染症を危険性の高い順に１～５類に分類している。新型コロナは別枠の「新型インフルエンザ等」に含まれ、「２類相当」で対応している。
　５類に引き下げた場合、医療費の窓口支払い分の公費負担や、患者に入院を勧告する都道府県知事の権限などの法律上の根拠がなくなる。しかし、政府は国民の受診控えや医療現場の混乱などを避けるため、公費負担は特例的に継続し、段階的に廃止する方針だ。今後、どのような感染対策をいつまで続けるかなどを関係閣僚が検討する。
　首相は１８日の加藤氏との協議で、最新の感染状況や医療提供体制の報告を受けた。厚労省によると、１日当たりの新規感染者数は１８日までの直近１週間で前週比０・６９倍と減少傾向にある。ただ、死者数はなお増加傾向が続いている。
　政府は今後の感染状況に注視が必要である一方、第８波は減少傾向が続く可能性があるとみている。感染が急拡大する中国からの危険性の高い変異株流入も懸念されたが、これまでのところ確認されていない。
　マスク着用については、厚労省は既に、感染リスクが極めて低い場面での過剰な着用は控えるよう呼びかけており、屋外は「原則不要」としている。屋内でも、会話がほとんどなく、距離を確保できる場合は「必要なし」としている。専門家の意見や感染状況を踏まえつつ、どこまで緩和できるか慎重に検討する。

・屋内マスク不要を政府が検討　５類変更で金銭負担は
＜テレ朝 news　2023 年１月 18 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000283895.html
　新型コロナウイルスについて「5 類」への引き下げが議論されていますが、屋内でもマスク不要とする案が検討されていることが分かりました。
　18 日の東京の新規感染者は 9187 人で、11 日の水曜日に比べて 7585 人の減少となりました。
　コロナ禍の生活も 3 年。そんななか進んでいるのが、新型コロナの感染症法上の分類変更の議論です。
　加藤厚生労働大臣:「(分類について)議論を重ねてきているということを踏まえて準備が一つひとつできてきているし、環境ができてきているのかなとは思っておりますが、ただ一方で、見直しの時期については足元の感染状況なども踏まえ、判断をしていく必要があるというふうに考えております」
　関係者によりますと、厚労省は 4 月 1 日をめどに現在の「2 類相当」からインフルエンザと同等の 5 類に変更する方向で検討しています。
　厚労省アドバイザリーボード・脇田座長（きのう）:「2 類から 5 類へ移行すると、市民が自ら考えて対応することになる」
　5 類になった場合、地方自治体による入院勧告や就業制限などの措置がなくなる代わりに、無料だった治療費などが自己負担になるなど大きな変化があります。
　そして、この分類変更に合わせて考えられているのがマスクの着用について。5 類に変更した場合、症状がある人など

を除き、屋内でのマスク着用を原則不要とする案を政府が検討しているというのです。
松野官房長官:「感染対策の在り方については今後も科学的な知見に基づき、不断の見直しを行っていくこととしており、そのなかでマスク着用の考え方についても検討していくこととしていますが、現時点で具体的な内容を申し上げる段階にはありません」
人混みでもノーマスクが当たり前になっている欧米。かたや感染爆発でマスク生活が続く中国。そんな世界の流れのなか、日本は今後、新型コロナとどう付き合っていけばいいのか。2類から5類への変更、そしてマスク着用の緩和で、感染の状況や私たちの生活はどう変わっていくのか。
****
[3] *「化学物質管理専門家」の要件*
◇化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について（令和５年１月６日基発 0106 第２号）
＜厚生労働省　2023 年１月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230113K0010.pdf

基発 0106 第２号
令和５年１月６日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長

化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和４年厚生労働省令第 91 号)による改正後の労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号）第 34 条の２の 10 第２項等に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者（以下「化学物質管理専門家」という。）の要件については、「労働安全衛生規則第 34 条の２の 10 第２項、有機溶剤中毒予防規則第４条の２第１項第１号、鉛中毒予防規則第３条の２第１項第１号及び特定化学物質障害予防規則第２条の３第１項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(令和４年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等)」という。）及び「粉じん障害防止規則第３条の２第１項第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和４年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則)」という。）により定められ、令和５年４月１日から適用（一部令和６年４月１日から適用）することとされたところである。
専門家告示(安衛則等)第１号ハ及び第２号並びに専門家告示(粉じん則)第３号において、化学物質管理専門家の要件として、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）第７条の登録を受けた者（以下「作業環境測定士」という。）で、その後６年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習（以下「講習」という。）を修了したものと規定されているところである。
今般、当該講習について、化学物質等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等の知識の習得を主要な目的として、講習機関の要件、受講資格、講師、講習の内容等について、下記のとおり定めたので、関係事業者に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1　講習機関の要件
作環法第 32 条第１項の登録を受けた登録講習機関であること。
２　受講資格
講習の受講資格は、作業環境測定士であって、作業環境測定士としての実務経験を６年以上有する者とすること。また、１の講習機関において、受講者が受講資格を満たすことの確認を行うこと。
３　講師
講師は、以下に示す者のいずれかであること。
１）化学物質管理専門家の要件を満たす者
２）学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学又はこれに相当する外国の学校において、理工学、医学若しくはこれに類する化学物質管理に関する理科系統の科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあった者又は理工学、医学若しくはこれに類する化学物質管理に関する理科系統の科目の研究により博士の学位を授与された者
４　講習の内容
（１）講習の内容は、次の表のとおりとすること。

科目	範囲	時間
化学物質等のばく露評価等	ばく露評価の基礎、ばく露測定評価法、個人ばく露測定の進め方、化学物質等の危険性又は有害性等の調査における作業環境測定と個人ばく露測定、生物学的モニタリング等	６時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査	化学物質等の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録、ILO の化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）、気中ばく露濃度推定モデル、化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する関係法令等	４時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	化学物質等の発散抑制のための工学的対策並びに保護具の種類、性能、使用方法及び管理等	８時間
化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性、GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)と危険有害性クラス及び危険有害性区分、ラベル表示及び安全データシート、危険有害性情報の収集、発がん性の分類及び機序等	５時間
化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等	量―反応関係、しきい値、無毒性量（NOAEL)、最小毒性量（LOAEL)、不確実係数、ばく露限界等	５時間
有害物質の動態等	有害物質のばく露経路（経口・吸入・経皮）と体内での代謝経路、化学物質の有害性試験等	５時間

（２）講習の実施に当たっては、以下に留意すること。

ア　講習の各科目は、講義により、又は講義と実習若しくは演習の組み合わせにより実施すること。

イ　講習は、全ての科目を連続して行う必要はないこと。ただし、すべての科目を同一の講習機関で実施すること。

ウ　講習は、オンラインで実施して差し支えないこと。ただし、１の講習機関が講習の実施状況を把握することができるよう、当該講習機関が設定した会場に集合して実施すること。

５　修了試験等

（１）修了試験

ア　修了試験は、筆記試験により実施するものとし、講習時間を全時間受講した者に対して行うこと。

イ　修了試験は、講習の効果を把握するため、講習の内容を十分に理解しているか否かを判定できるものとすること。

ウ　修了試験は、講習修了後に１時間以上実施すること。また、講習機関の監視者と同一の場所で対面により実施すること。

（２）講習修了者の決定等

修了試験については、満点を 100 点とし、得点が 70 点以上の者を合格者すること。

（３）修了証の交付

講習機関は、当該講習を修了した者に対し、次の内容を記載する修了証を交付すること。

ア　当該講習を修了した者の氏名及び生年月日

イ　修了した講習の内容等

ウ　修了証を交付する講習機関の名称等

エ　修了証を交付する年月日

６　記録の保存

（１）講習の記録

講習の都度、当該講習の日時、場所、科目、時間数、講師等について記録し、５年間保存すること。

（２）修了者名簿

講習の都度、５（３）ア、イ及びエの内容を含む当該講習の修了者名簿を作成し、当該講習に係る業務の廃止に至るまで保存すること。

７　報告

講習機関は、毎事業年度の経過後３ヶ月以内に、その事業年度に実施した講習の回数、講習ごとの申込者数、受講者数及び修了者数並びにそれらの合計を厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課まで報告すること。

****

[4] ***「リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト」***

◇厚生労働省ホームページに「リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト（令和４年 12 月時点暫定版）」がアップされました

＜テクノヒル株式会社(厚生労働省委託事業)　2023 年 1 月 13 日＞

https://technohill.co.jp/2023/01/13/mhlw_info/

****

[5] ***労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等***

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第８号）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100006f.html

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和５年１月 18 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第８号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第十五号を次のように改める。

十五　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタン

第二十三条第五号中「ポット法」を「ポット法」に改め、同条に次の一号を加える。

十五　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務別表第三第二号 19 を次のように改める。

19　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタン

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　　加藤　勝信

内閣総理大臣　　岸田　文雄

［備考］

３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン（3,3’-Dichloro-4,4’-diaminodiphenylmethane）

別名：　４，４’－メチレンビス（２－クロロアニリン）（4,4’-Methylenebis(2-chloroaniline)）

ビス（４－アミノ－３－クロロフェニル）メタン　(Bis（4-amino-3-chlorophenyl）methane)

ビスアミン（Bis amine）

CAS 番号：101-14-4　　＜ACSES 事務局調べ＞

◇労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第９号）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100006f.html

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和５年１月 18 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第９号

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万千八百円」を「二万八千円」に改め、同条第二号中「六千八百円」を「八千八百円」に、二万八千九百円」を「二万四千円」に改め、同条第三号中「六千八百円」を「八千八百円」に、二万千百円」を「一万四千円」に改め、同条第四号中「六千八百円」を「八千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の日前に受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　　加藤　勝信
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第５号）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　26～38 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100026f.html

○厚生労働省令第５号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項並びに第六十七条第一項及び第四項の規定
に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 18 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（健康管理手帳の交付）
第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。
<table>
<tr><th>業　務</th><th>要　件</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>令第二十三条第十四号の業務</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>令第二十三条第十五号の業務</td><td>当該業務に二年以上従事した経験を有すること。</td></tr>
</table>
２・３　（略）</td><td>（健康管理手帳の交付）
第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。
<table>
<tr><th>業　務</th><th>要　件</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>令第二十三条第十四号の業務</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>令第二十三条第十五号の業務</td><td>当該業務に二年以上従事した経験を有すること。</td></tr>
</table>
２・３　（略）</td></tr>
</table>

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第 53 条関係）　健康管理手帳交付申請書　　―省略―

様式第八号に次のように加える。

様式第８号（第 54 条関係）　健康管理手帳　　―省略―

様式第九号に次のように加える。

様式第９号（第 57 条関係）　健康管理手帳による健康診断実施報告書　　―省略―

様式第十号を次のように改める。

様式第 10 号（第 58 条, 第 59 条関係）　健康管理手帳書替・再交付申請書　　―省略―

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第一　（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）
一～十八の四
十九　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の１パーセント以下のものを除く。
十九の二～三十七　（略）
別表第三（第三十九条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">業務</th><th>期間</th><th>項目</th></tr>
<tr><td>（三十五）</td><td>３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</td><td>六月</td><td>一・二　（略）
三　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
四・五　（略）
六　医師が必要と認める場合は、尿中の３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第一　（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）
一～十八の四
十九　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンの含有量が重量の１パーセント以下のものを除く。
十九の二～三十七　（略）
別表第三（第三十九条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">業務</th><th>期間</th><th>項目</th></tr>
<tr><td>（三十五）</td><td>３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</td><td>六月</td><td>一・二　（略）
三　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
四・五　（略）
六　医師が必要と認める場合は、尿中の３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目	
（略）		
（二十六）	３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一・二　（略）
（略）		

別表第五（第三十九条関係）

一～六の三　（略）

七　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の１パーセント以下のものを除く。

七の二～十六

			者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目	
（略）		
（二十六）	３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一・二　（略）
（略）		

別表第五（第三十九条関係）

一～六の三　（略）

七　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフエニルメタンの含有量が重量の１パーセント以下のものを除く。

七の二～十六

様式第三号（裏面）を次のように改める。

様式第三号（裏面）　　―省略―

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[6] *労働基準法施行規則の一部改正*

◇労働基準法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第６号）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　39 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100039f.html

○厚生労働省令第６号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規 則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 18 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一の二（第三十五条関係） 一～六　（略）	*別表第一の二*（第三十五条関係） 一～六　（略）

七 １～10 11　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍 12～22 23　１から 22 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病 八　長期間にわたる長時間の業務その他血 管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋 伸塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）、重篤な心不全若しくは大動脈解離又はこれらの疾病に付随する疾病 九～十一　（略）	七 １～10 （新設） 11～21 22　１から 21 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病 八　長期間にわたる長時間の業務その他血 管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋 伸塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病 九～十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件（厚生労働省告示第 10 号）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　41～43 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100041f.html

○厚生労働省告示第 10 号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第四号の規定に基づき、労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件（平成二十五年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和５年１月 18 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後		
労働基準法施行規則別表第一の二第四号１の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）は、次の表の上欄に掲げる化学物質とし、同号１の厚生労働大臣が定める疾病は、同欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病とする。		
化学物質		症状又は障害
無機の酸及びアルカリ	（略）	（略）
	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	臭化水素	気道障害
	（略）	（略）
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化カルシウム	皮膚障害又は前眼部障害
	（略）	（略）
	弗化水素酸（弗化水素を含む。以下同じ。）	皮膚障害、低カルシウム血症、前眼部障害、気道・肺障害又は組織壊死
	（略）	（略）
金属（セレン及び	（略）	（略）

砒素を含む。)及びその化合物		砒化水素	血色素尿、黄疸、溶血性貧血又は腎障害
		（略）	（略）
ハロゲン及びその無機化合物		（略）	（略）
		臭素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害
		二酸化塩素	気道障害
		（略）	（略）
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物		（略）	（略）
		カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は不整脈、血圧降下等の循環障害
		（略）	（略）
脂肪族化合物	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物	（略）	（略）
		ジクロルメタン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道・肺障害
		二・二 - ジクロロ - 一・一・一 - トリフルオロエタン	肝障害
		（略）	（略）
		トリクロルエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害又は肝障害
		（略）	（略）
		沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害又はせん妄、躁状態等の精神障害
	アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル	（略）	（略）
		ニトログリコール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は狭心症様発作
		ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は狭心症様発作
		（略）	（略）
	その他の脂肪族化合物	（略）	（略）
		ジメチルホルムアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害
		チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害
		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
芳香族化合物	（略）	（略）	（略）
	芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体	（略）	（略）
		トルイジン	溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		パラートルエンジアミン	皮膚障害
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

備考　（略）

****

[7] ***職員の保健及び安全保持、災害補償***

◇人事院規則１０－４（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１０－４－３６）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　39 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100039f.html

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇ー四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和５年１月 18 日　　人事院総裁　　川本 裕子

人事院規則１０－４－３６

人事院規則一〇ー四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一ーー四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える

改　正　後	改　正　前
別表第四の二　特別健康管理手帳を交付する業務（第二十六条の二関係） 一～九　（略） 十　３・３′－ジクロロ－４・４′－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	**別表第四の二**　特別健康管理手帳を交付する業務（第二十六条の二関係） 一～九　（略） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◇人事院規則１６－０（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１６－０－７３）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　39～40 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100039f.html

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六ー〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和５年１月 18 日　　人事院総裁　　川本 裕子

人事院規則１６－０－７３

人事院規則一六ー〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六ー〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）　でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第一　（第二条関係） 一　　（略） 二　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 １～４　　（略） ５　規則一〇ー五（職員の放射線障害の防止）第三条第一項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障	**別表第一**　（第二条関係） 一　　（略） 二　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 １～４　　（略） ５　規則一〇ー五（職員の放射線障害の防止）第三条第一項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白

等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害	内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
６～13　（略）	６～13　（略）
三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
１・２　（略）	１・２　（略）
３　チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害	３　チエンソー、ブツシユクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害
４・５　（略）	４・５　（略）
四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
１　人事院の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、人事院が定めるも	１　人事院の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、人事院が定めるも
２　ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	２　ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
３　すす、鉱物油、漆、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患	３　すす、鉱物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
４～９　（略）	４～９　（略）
五・六　（略）	五・六　（略）
七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
１　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	１　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
２　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	２　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう
３　４－アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	３　４－アミノジフエニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう
４　４－ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	４　４－ニトロジフエニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう
５～７　（略）	５～７　（略）
８　石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫	８　石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
９　（略）	９　（略）
10　塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん	10　塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
11　３・３’－ジクロロ－４・４’－ジアミノフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じ	（新設）

た尿路系腫瘍 12～14　　（略） 15　放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫 16　すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん 17　１から16までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 八　相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病 九・十　（略）	11～13　　（略） 14　放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ 15　すす、鉱物油、タール、ピツチ、アスフアルト又はパラフインにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん 16　１から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 八　相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病 九・十　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◇地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第３号）

［官報］　令和５年１月18日　号外　第10号　25～26頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100025f.html

○総務省令第３号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月18日

総務大臣臨時代理
国務大臣　　高市　早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第一　（第一条の二関係） ［一　略］ 二　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［１～４　略］ ５　基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障	**別表第一**　（第一条の二関係） ［一　略］ 二　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［１～４　略］ ５　基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白

等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 ［６～13　略］ 三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［１・２　略］ ３　チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害 ［４・５　略］ 四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 １　基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、基金が定めるもの ２　ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患 ３　すす、鉱物油、漆、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患 ［４～９　略］ ［五・六　略］ 七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 １　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍 ２　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍 ３　四ーアミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍	内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 ［６～13　略］ 三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［１・２　略］ ３　チエンソー、ブツシユクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害 ［４・５　略］ 四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 １　基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、基金が定めるもの ２　ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患 ３　すす、鉱物油、漆、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患 ［４～９　略］ ［五・六　略］ 七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 １　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう ２　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう ３　四ーアミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[8] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 1 月 12 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

◇農薬抄録及び評価書を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 1 月 13 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/syouroku/

****

[9] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

（最新２週間（令和４年 12 月 10 日～令和４年 12 月 23 日）の海外情報はこちらから）

＜内閣府食品安全委員会　2023 年１月 12 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=12&from_day=10&to=struct&to_year=2022&to_month=12&to_day=23&max=100

◇米 淡水魚の化学物質汚染　「１年１食だけでも有害」環境団体の研究結果

＜テレ朝 news　2023 年１月 18 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000283784.html

アメリカの環境保護団体は、アメリカの淡水魚が化学物質で汚染され、１年に１回食べるだけでも人に有害な可能性があると指摘する研究結果を発表しました。

アメリカの非営利団体、EWG＝エンバイロメンタル・ワーキング・グループは 2013 年からの２年間にアメリカで収集した 500 以上の魚のサンプルを分析し、淡水魚が化学物質で汚染されているとする研究結果を発表しました。

淡水魚に含まれる、人体に有害な可能性がある有機フッ素化合物＝PFAS の中央値は、商業用に販売されている他の魚から検出された化学物質の 280 倍で、都市部で捕獲された淡水魚の方が値は高くなるということです。

アメリカの環境保護庁と食品医療品局のデータによると、淡水魚を一食食べると、店で購入した魚を１年間、毎日食べた場合と同等の PFAS の摂取につながる可能性があるということです。

EWG は原因について産業廃棄物による水質汚染だと指摘しています。

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示リスト」の一部改正に関する意見募集について

＜厚生労働省　2023 年１月 11 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220306&Mode=0

◇令和５年度自殺防止対策事業の公募について

＜厚生労働省　2023 年１月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yy_op6lRqqnPLiBZY

◇孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業の公募について

＜厚生労働省　2023 年１月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zfwv7FJsrHXNjpBY

[公募結果、意見募集結果]

◇「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

＜厚生労働省　2023 年１月 11 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220229&Mode=1

****

[11] ***その他省庁発表***

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（政令第７号）

［官報］　令和５年１月 18 日　号外　第 10 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230118/20230118g00010/20230118g000100005f.html

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 20 回三者協議（カネミ油症）を開催します　　１月 28 日

＜厚生労働省　2023 年１月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3zv8s71Fvr3b0gRNY

施策の進捗状況、カネミ倉庫の決算報告等

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会）　1月25日

＜厚生労働省　2023年1月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DekuYW-XbG8J6NWfY

(1) 海外のインフルエンザワクチンの製造株選定プロセス（案）について

(2) その他

・開催案内ー第２回医療放射線の適正管理に関する検討会　１月26日

＜厚生労働省　2023年1月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3ew__EJ8vGXdnQBY

・診療用放射線照射装置使用室に設置されたCTエックス線装置の使用方法について（検討事項）

・特別措置病室に係る省令改正等について（報告事項）

・放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正について（報告事項）

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　２月１日

＜厚生労働省　2023年1月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=UbVyPTPLMDNVtLfDY

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　1月20日

＜厚生労働省　2023年1月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J8MESOW9RkUjwtK1Y

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23価）、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（13価）、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について

（３）HPVワクチンについて

（４）その他

・第90回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和4年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について

１月20日

＜厚生労働省　2023年1月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1zP0u7VNtrXTMjJFY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23 価）、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（13 価）、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について

（３）HPV ワクチンについて

（４）その他

・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第８回）の開催について【オンライン会議】

1 月 25 日

＜文部科学省　2023 年 1 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ago1adawinll6cbJ

1.　オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について

2.　その他

・中央教育審議会大学分科会（第 171 回）の開催について　1 月 25 日

＜文部科学省　2023 年 1 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ago1adawinll6cbL

1.　大学振興部会における議論について

2.　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（案）について

3.　大学・短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等について

4.　国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の改正について

5.　教学マネジメント指針（追補）の作成について

6.　その他

****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、岩手県盛岡市）

＜環境省　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00086.html

・福岡県糸島市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 40 例目及び 48 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230118_8.html
********** 以上 **********